

漁場 番号	漁業の種類	漁業の 名称	漁業の 時期	漁場の 位置	漁場の区域	条件		関係 地区
	個別漁業権 又は 団体漁業権 の別					いけす (8メー トル× 8メー トル) の数の 最高限度		
鹿特区 魚 第43号	第1種 区画漁業	くろまぐろ 小割式養殖 業	1月1日 から12 月31日	薩摩川内 市上甑町 中甑倉妻 地先	点ア, 点イ, 点ウ, 点エ及び点アを順次に 直線で結んだ線によって囲まれた区域 点の位置 点ア N 31° 49' 35" E 129° 51' 12" 点イ N 31° 49' 30" E 129° 51' 23" 点ウ N 31° 49' 38" E 129° 51' 28" 点エ N 31° 49' 44" E 129° 51' 16"	別紙-1	408台	薩摩川 内市上 甑町
	甑島漁協							
	団体漁業権							

別紙－１ （天然種苗 鹿特区魚第 43 号）

- (1) 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、生簀（8メートル×8メートル 正方形）408台とする。

ただし、生簀の総面積が上記生簀台数の換算面積（26,087㎡）を超えない範囲内で、生簀の形状、規格、又は台数を変更することは差し支えない。

- (2) 漁具群の外角に電灯その他の照明による漁具標識を設置しなければならない。